工事請負契約書（案）

工　事　名　　信州大学（松本）本部管理及び保健管理棟等改修照明設備工事

請負代金額　　金　　円也（税抜　消費税及び地方消費税別途）

発注者　国立大学法人信州大学　と受注者　　との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１条　受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
第２条　工事は、長野県松本市旭３－１－１　信州大学松本キャンパス構内、長野県諏訪市湖岸通５－２－４において施工する。
第３条　着工時期は、令和８年　月　日とする。
第４条　完成期限は、令和９年３月１９日とする。
第５条　契約保証金は、納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
第６条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について、組立保険契約を締結するものとする。
第７条　請負代金（前払金を含む。）は、２回以内に支払うものとする。
第８条　完成通知書は、信州大学環境施設部環境管理課に送付するものとする。
第９条　請負代金の請求書（前払金を含む。）は、代金額に消費税及び地方消費税額を加算した請求書を信州大学環境施設部環境企画課に送付するものとする。
第10条　請負代金については、金　　円（税抜　消費税及び地方消費税別途）以内の額を前払金として前払するものとする。
この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。
第11条　この契約についての必要な細目は、信州大学契約事務取扱規程によるものとする。
第12条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成２８年４月１日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その１００分の２５を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
第13条　工事請負契約基準第１第１１号における訴訟には調停を含めるものとし、合意による専属的管轄裁判所を長野地方裁判所とする。
第14条　発注者又は受注者は、工事材料価格の著しい変動により請負代金額が不適当になった場合又は急激なインフレーション又はデフレーションにより請負代金額が著しく不適当となった場合であって、残工事期間が２月以上あるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。請負代金額の変更にあたっては、単品スライド、インフレスライド又は全体スライドを適用するものとする。
第15条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は２通作成し、双方で各１通を所持するものとする。

令和８年　月　日

発　注　者　　長野県松本市旭３丁目１番１号
国立大学法人信州大学
契約担当役
理　　事　　安彦　広斉

受　注　者